

(舞台装置等の電気設備)

第16条 舞台装置若しくは展示装飾のために使用する電気設備又は工事、農事等のために一時的に使用する電気設備（以下「舞台装置等の電気設備」という。）の位置及び構造は、次の各号に掲げる基準によらなければならない。（う）

(1) 舞台装置又は展示装飾のために使用する電気設備は、次によること。（か）

ア 電燈は、可燃物を過熱するおそれのない位置に設けること。

イ 電燈の充電部分は、露出させないこと。

ウ 電燈又は配線は、著しく動揺し、又は脱落しないように取り付けること。

エ アークを発生する設備は、不燃材料で造ること。

オ 1の電線を2以上の分岐回路に使用しないこと。

(2) 工事、農事等のために一時的に使用する電気設備は、次によること。（か）

ア 分電盤、電動機等は、雨雪、土砂等により障害を受けるおそれのない位置に設けること。

イ 残置燈設備の回路には、専用の開閉器を設け、かつ、ヒューズを設ける等自動遮断の措置を講ずること。

2 舞台装置等の電気設備の管理の基準については、第12条第1項第7号から第10号までの規定を準用する。（う）

【解説】

本条は、舞台装置、展示装飾のために使用する電気設備及び工事、農事等で一時的に使用する電気設備について規制したものである。

1 第1項柱書の「舞台装置若しくは展示装飾のために使用する電気設備」とは、必ずしも一時的に使用するもののみを対象とするものではなく、恒久的な設備についても適用がある。しかし、特に一時的に使用する設備について、安易な気持ちから生ずる工事上、管理上の不備に基づく火災が多いので、これを防止するための実益が大きいと考えられる。

2 第1項第1号アは、電燈の位置については、電球にカーテン、どん帳、板等が接しないような位置でなければならないことを規定している。

3 第1項第1号イの「充電部分」とは、わかりやすくいえば電気が来ている部分であり、電圧がかかっている金属部分である。電燈の充電部分を露出させないためには、電球をソケットに接続するか、絶縁物で被覆することが必要である。露出部分があれば、漏電、短絡、感電のおそれがあるからである。

4 第1項第1号ウは、「電燈又は配線」は、動揺したり脱落したりするおそれがないように取り付けることを規定している。その際、過度の荷重、張力が加わらないようにすること。

5 第1項第1号エの「アークを発生する設備」の例としては、舞台でいなづまを発生させる場合の

設備が考えられる。「アーク」は、炭素棒等を電極として放電させると生じるもので、炭素の微粒子状の集まりが電流の通路となって、ジュール熱で数千度の温度となり、光を発するものである。したがって、火災予防上この設備のケース等是不燃材料で造ったものでなければならない。

- 6 第1項第1号イは、一つの電線が二つの回路に共有されるような配線をするを禁止している。この場合、共有された部分の電線には、二つの回路の負荷電流が重畳して流れ、当該電線が過負荷になる可能性がある。したがって、舞台等で一時的に使用する場合には、一本の配線を簡略しがちであるが、これは原則として禁止される。しかし、特別に負荷電流に応じた計算をして配線の太さの大きいものを設けた場合には、この限りでない。

なお、屋外又は水気のある場所に設ける場合は、漏電遮断器等を付加すること。

- 7 第1項第2号アの「分電盤、電動機等」の「等」には、電燈、接続器等がある。また、「雨雪、土砂等」の「等」には、工事用機械器具を考えており、振動、衝撃等による絶縁劣化、機能障害等の障害を考慮しなければならない。

- 8 第1項第2号イの「残置燈設備」とは、工事等の際夜間において工事現場等を照明するために設ける電燈設備である。

「自動遮断の措置」とは、その回路において、短絡、過電流が生じた場合、自動的に電流を遮断するための措置であって、ヒューズが最も簡単なものであるが、このヒューズを用いない遮断器いわゆるノーヒューズブレーカーでも差し支えない。

なお、漏電により火災、感電事故等が生じるおそれがある場合は、回路に漏電遮断器等を設けること。

- 9 第2項は、舞台装置等の電気設備の管理の基準について、第12条第1項第7号から第10号までの規定を準用することを規定している。ただし、同項第9号の点検、試験等の記録保存の規定については、工事、農事等一時的に使用し、かつ、使用後において電気設備が取り除かれる場合にあっては、その設備を取り除いた後は、記録の保存は必要としない。